

JU広島オークション運営細則

●書類規程

- (1) 出品店は成約車両の譲渡書類一式を開催日当日含む 9 日以内(翌週金曜日 17:00 迄)にJU広島事務局に提出して下さい。
- (2) 譲渡書類の有効期限はJU広島事務局到着日より 20 日以上あるものに限りません。
- (3) 自動車損害賠償責任保険(自賠責)が離島契約の場合、落札店から書類発送日含む 7 日以内に差額請求があれば出品店に負担して頂きます。
原則、自賠責の差替え(離島から本土)は落札店が行い、差額はAA精算書にてお支払いします。
- (4) 自動車税還付の書類は、オークション開催年度の納税を証明する書類が添付され且つ譲渡書類と一緒に提出されたものに限り受け付けます。還付に必要な書類は各自治体により異なりますので完備して提出して下さい。不備・未記入があった場合は還付書類を無効とし、AA精算書にて自動車税相当額を精算します。

●出品・落札規程

- (1) 出品車両の搬入期限は、オークション開催日前日(水曜日)の 15:00 迄です。
- (2) 3t吊り以上のクレーン車やタンクローリー車等の特殊・特装車両は、各自治体の所轄官庁によって必要書類の取扱いが異なる場合があります。よって原則、上物の書類は無し(完備してない)として出品させて頂きます。
- (3) 出品不可車両について
 - ・ エンジン・ミッション等主要機関の欠品又はスピードメーター(オドメーター)が欠品の車両
 - ・ 車台番号(打刻)が確認できない車両
 - ・ 事業用登録のナンバープレート付き車両(緑・黒ナンバー、抹消出品は可)
 - ・ 破損状況が著しくひどい商品車と判断できない車両及び火災車両(エンジンルーム内のみも含む)
 - ・ 燃料(ガソリン)の漏れがひどく、エンジン始動に危険を伴う車両
 - ・ 車検付き車(軽自動車を除く)でナンバープレート・封印がない車両
 - ・ その他出品車両としてふさわしくないとJU広島が判断した車両
- (4) 落札車両の搬出期限は、開催日当日含む 5 日以内(翌月曜日の 17:00 迄)です。

●車両代金等の決済規程

- (1) JU広島にて初めて落札した場合又は前回の落札から 1 年以上落札のない場合は、初回のみ入金確認後の搬出対応となります。
- (2) ナンバープレートの取り外しを事務局に依頼した場合、1,000 円(税別)請求させて頂きます。

●オークション当日の契約解除規程

- (1) オークション当日、出品店又は落札店は相手方に対して規定に定めるキャンセルペナルティを支払うことにより、売買契約を解除することができます。
但し、商談落札はキャンセルできません。
- (2) キャンセルの受付時間は、当該車両のセリ後 2 時間以内、且つオークション終了後 1 時間以内とします。

●合意管轄

- (1) オークション取引の本契約は、日本国法を準拠法とし日本国法に従って解釈及び適用されるものとし、会員とJU広島との間に生じる一切の紛争の訴は、広島地方裁判所及び広島簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに当事者双方は合意するものとする。

●その他のクレーム裁定

- (1) 落札価格 10 万円未満の車両は、原則ノークレームです。
但し、メーター改ざん車、メーター交換車、法的問題車、接合車、冠水車、消火器散布跡車、書類による確認事項、セールスポイント記載事項、機関・機構が不良で搬出が困難な場合等、JU広島が重大であると判断した場合はクレーム対象となります。
- (2) 「オークション初出品」・「ユーザー買取車」に類する表記に相違が発覚した場合は、書類発送日含む 7 日以内はキャンセル対象となります。
- (3) 車台番号が腐食等の原因により管轄の陸運支局等から不読と判断があった場合は、書類発送日含む 7 日以内はキャンセル対象となります。
- (4) 教習車・タクシー仕様・身障者仕様またその歴の未申告は、当日含む 5 日以内はクレーム対象となります。
- (5) マニュアル車のクラッチレス(2ペダルMT)、三転ダンプの未申告は、当日含む 5 日以内はクレーム対象となります。
- (6) 福祉車両の未申告は、グレード相違と同様のクレーム対応とします。
- (7) 取扱説明書有りでも不備があった場合は、国産車 3 千円・輸入車 5 千円のペナルティとします。
- (8) 走行距離が出品票の記載より 1,000 km以上多かった場合はクレーム対象となります。但し 1,000 km未満の場合であってもJU広島が相当と判断した場合はクレーム対象となります。
- (9) 会場内にてセルモーター・燃料ポンプやイモビ・セキュリティの不具合、ロータリーエンジンのかぶり等、エンジンが始動しない状態に陥り、搬出不可能な場合は搬出期限内に限りキャンセル対象となります。
出品票に機関・機構等不具合の記載があったとしても、搬出時に不動状況に陥っている場合は、会場判断により評価点ブランク以外の車両は同様の対応とします。
- (10) 「オーバーホール」・「タイミングベルト交換」などの整備内容を記載した場合、客観的に立証できる証明(記録簿・作業明細等)を必要とします。未提出の場合、書類発送日含む 7 日以内はクレーム対象となります。
- (11) 登録遅れのクレームは、輸入車は対象外です。
- (12) レスオプションはホイール・ナビ等、容易に取り外しが出来るものはノークレームです。
- (13) ナビゲーションのセキュリティ設定車において、パスワード不明による作動不能はノークレームです。
- (14) ホイールのロックナットキーの欠品、燃料タンクキャップのキー欠品は搬出前までクレーム対象となります。
- (15) バントラ(中サイズ)以上の車両については、車歴の未申告は車歴不明車とします。(自家用申告がある場合の相違以外はノークレーム)
- (16) 積載物制限の申告漏れは書類発送日含む 7 日以内はクレーム対象となります。(軽ダンプの土砂禁は除く)
- (17) 自走にて搬出された車両は、走行に関しての不具合(機関・機構の破損、その他原因を問わず走行不能・不動状態に陥った場合を含む)は、初度登録から 10 年・走行 10 万km超の車両はノークレームです。
尚、クレーム対象となる車両でレッカー作業等が発生した場合の追加費用は、キャンセルになった場合、出品店・落札店双方の折半にて負担するものとします。
- (18) 社外品の申告漏れは、車検に支障がないものはノークレームです。
- (19) 「オーバーヒート」・「ラジエター水漏れ・不良」など記載のあるものは、エンジンに関する不具合はノークレームです。
- (20) グレードの相違において、存在しないグレードの書き間違い(会場判断)については、一律 1 万円(低価格車は 5 千円)の値引き対応とします。

(21) コーナー特性によるクレーム制限

コーナー名	クレーム規定
事故・現状車コーナー	ノー検査・評価点blank(／)。 原則ノークレーム。(冠水車、消火器散布跡車の発覚も含む) 但し、メーター改ざん車、メーター交換車、法的問題車、接合車、書類による確認事項等、JU広島が認めるものはノーペナキャンセルのみ受け付けます。 他コーナーにおける特殊車両・不動車・現状車等、ノー検査・評価点blank(／)の車両も同様の対応とします。

(22) ハイブリッドシステム・EVシステムに関する不具合は、修復歴車、低価格車、初度登録から10年・走行10万km超の車両はノークレームです。

(23) 先進運転支援システム(ADAS)に関する不具合は、修復歴車、低価格車、初度登録から5年・走行10万km超の車両はノークレームです。

●クレーム受付期間について

JU広島は遠隔地・準遠隔地を定め、クレーム受付期間を設定し地域によって自動的に延長(最長で10日)されるものとします。

尚、この受付期間は落札店・輸送業者の都合、地域特性等の理由でのさらなる延長は認めないものとします。但し、天災・悪天候・輸送繁忙期・入金後搬出等、JU広島の裁定により認めたものについてはこの限りではありません。

詳細は別紙、JU広島遠隔地図をご参照下さい。

●規約改正及び規約遵守義務

JU広島は、本細則にてオークションを公正・円滑に運営する為に、この規約を定めるが、本細則に改定が必要と認めた場合、規約改定を行うことができるものとし、改定内容の告知を行うものとする。又、JU広島オークションの参加者はこの規約を遵守する義務を負うものとする。

●その他定めのない事項は、商組規約により運営を行うものとする。

●附則

この細則は令和2年1月16日より施行。

●改正記録

令和2年9月1日改正

令和3年12月1日改正

令和5年10月1日改正

JU広島 遠隔地図

●遠隔地域

北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・富山・石川・福井・山梨・長野・静岡・愛知・岐阜・鹿児島・沖縄

【クレーム受付期間】

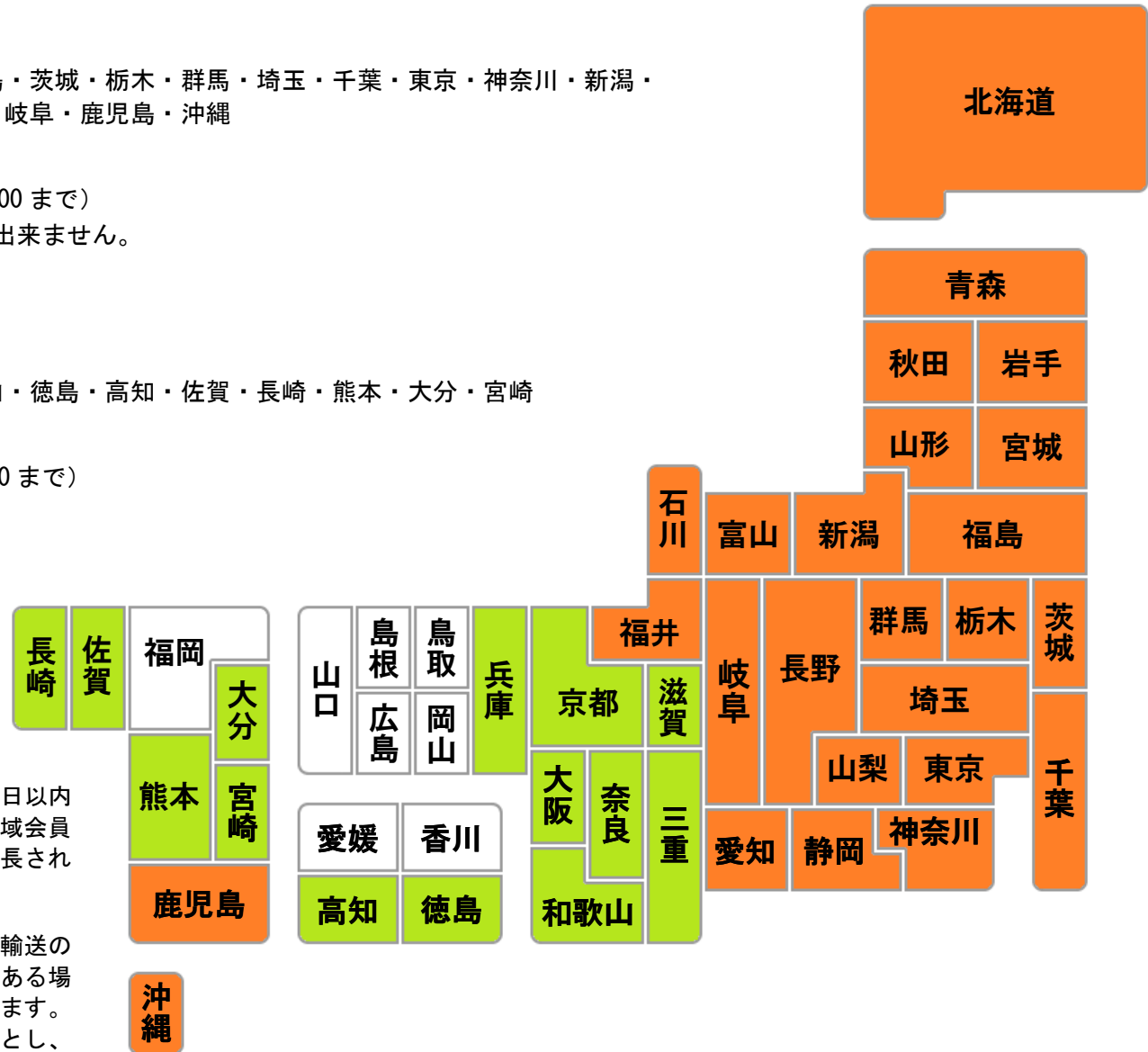
AA開催日含む10日以内（翌週の土曜日17:00まで）
最長10日です。それ以上の延長は原則、受付出来ません。

●準遠隔地域

三重・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・徳島・高知・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎

【クレーム受付期間】

AA開催日含む7日以内（翌週の水曜日17:00まで）



1. クレーム申立期間はオークション開催日を含めて5日以内（翌週月曜日17:00まで）とします。但し、上記地域会員については記載の通り、クレーム受付期間が自動延長されるものとします。
2. 天災、悪天候、輸送繁忙期等によって全般的な車両輸送の遅延が認められる場合又は入金後搬出で搬出制限がある場合等はJU広島の裁定により延長を認めるものとします。但し、原則として落札車両1台に対して1回の申請とし、搬出期限内に搬出、且つ開催日を含め5日以内に申請を必要とします。また、輸送業者の遅延証明等を提示していただくことがあります。